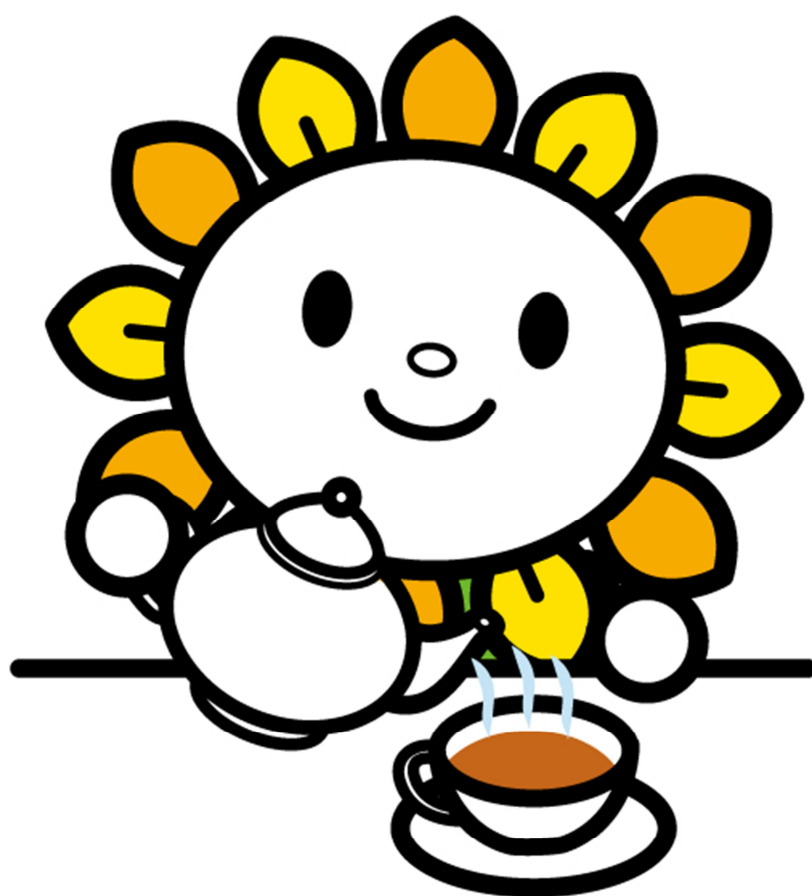


高齢者福祉のしおり

(令和8年3月改訂)



尾張旭市 健康福祉部 長寿課

目 次

I 在宅福祉サービス	
1 給食サービス……………1	
2 紙おむつの給付……………1	
3 日常生活用具の給付等……………1	
4 寝具クリーニングサービス……………2	
5 調髪サービス……………2	
6 緊急通報装置の設置……………2	
7 はいかい高齢者おかえり支援事業	
8 はいかい高齢者おかえり支援 シール交付事業……………3	
9 高齢者外出支援事業……………4	
10 移送サービス……………4	
11 ショートステイ（短期入所）……………5	
12 家具転倒防止支援事業……………5	
13 電話・FAX防災情報 配信サービス……………5	
14 特殊詐欺対策装置購入補助制度……………6	
15 運転免許証自主返納支援制度……………6	
16 自転車乗車用ヘルメット補助 制度……………7	
17 あさひ訪問収集（高齢者・障がい 者世帯などのごみ出し支援）……………7	
18 あさひ生活応援サービス事業……………7	
II 家族介護支援	
1 家庭介護教室……………9	
2 あさひ介護者のつどい……………9	
3 認知症介護家族交流会 （笑顔の会）……………9	
4 認知症介護家族教室 （家族支援プログラム）……………9	
5 認知症カフェ「かたろ～な」……………10	
III 余暇と生きがい	
1 老人いこいの家及び 老人いこいの部屋の設置……………11	
2 シニアクラブ……………12	
3 多世代交流館いきいき……………12	
4 高齢者趣味の作品展……………13	
5 高齢者趣味の作業所……………13	
6 高齢者教室（長寿学園）……………13	
7 シルバー人材センター……………14	
8 職業紹介……………15	
9 消費生活相談……………15	
10 敬老祝品の支給……………15	
11 あさひ健康マイスター……………15	
12 ミニデイサービス……………16	
13 その他 あさひおでかけガイド……………16	
IV ボランティア活動	
1 ひとり暮らし高齢者の支援……………17	
2 ミニデイサービスの ボランティア……………17	
3 認知症カフェのボランティア……………17	
4 認知症サポーター養成講座 （地域開催）……………17	
5 はいかい高齢者 おかえり支援サポーター……………18	
V 医療	
1 後期高齢者医療制度……………19	
2 後期高齢者福祉医療費給付制度……………19	
3 70歳から74歳のかたの医療制度……………19	
VI 健康づくり	
1 あたまの元気まる……………20	
2 元気まる測定……………20	
3 その他の保健事業……………20	
VII その他	
1 介護予防のための教室……………22	
2 民生委員による 高齢者世帯調査……………22	
3 地域相談窓口による 高齢者実態把握調査……………22	
4 障害者控除対象者認定書……………22	
5 高齢者施設サービス (1) 養護老人ホーム……………23 (2) ケアハウス （軽費老人ホーム）……………23	
VIII 相談窓口	
1 地域包括支援センター……………24	
2 地域相談窓口……………24	
3 尾張東部権利擁護支援センター……………25	
お問い合わせ先一覧……………25	
	26

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、掲載されている開催時期、開催回数及び申込時期などが変更又は中止となる場合があります。

1 給食サービス

- 対象者
おおむね65歳以上でひとり暮らしのかた又はおおむね65歳以上のみの世帯のかたで、老衰、心身の障がい、傷病等の理由により見守りが必要なかた
※同一敷地内に65歳未満のかたがいる場合は対象外です。
- サービス内容
見守り目的のため、平日の昼食を自宅へ手渡しでお届けします。
- 利用回数
週1回から週5回まで（回数は地域相談窓口など（P24参照）が訪問調査を行い、身体、家族等の状況をもとに市の会議において決定します。）
- 利用料
配食されるお弁当のうち1食当たり278円（別途消費税）を市が負担します。
※訪問介護、デイサービスなどの介護サービスなどの介護サービス等の利用を受ける曜日は除きます。
- お問い合わせ・お申し込み
地域相談窓口又は長寿課 長寿支援係（P25参照）

2 紙おむつの給付

- 対象者（※P8「住所地特例者」についてを参照）
介護保険の要介護度が3以上である在宅のかた（介護保険施設入所中又は医療機関入院中のかたは除く。）
- 給付される紙おむつ
希望のタイプを選択（はくパンツ・尿とりパッド・テープ止めタイプ・フラットタイプ）
枚数は1か月当たり30枚（尿とりパッドは1か月当たり60枚）
- 給付の方法
前期分（4月分から9月分）後期分（10月分から3月分）に分けて給付されます。
委託業者が、直接自宅に紙おむつを配達します。
- 利用料
無料
- お問い合わせ
尾張旭市社会福祉協議会又は長寿課 長寿支援係（P25参照）
- お申し込み
尾張旭市社会福祉協議会（P26参照）

3 日常生活用具の給付等

《給付》

- 対象者
おおむね65歳以上で心身機能低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らしのかた
※同一敷地内にご家族がいるかたは対象外です。
- 給付される用具
電磁調理器、火災警報器、自動消火器
- 利用料
世帯の生計中心者の所得に応じて定められた金額を負担

I 在宅福祉サービス

- お問い合わせ・申し込み
長寿課 長寿支援係（P 2 5 参照）

4 寝具クリーニングサービス

- 対象者（※P 8 「住所地特例者」についてを参照）
市内在住で、住民基本台帳に記録され、介護保険の要介護度が3以上である在宅のかた（介護保険施設入所中又は医療機関入院中のかたは除く。）
- 内容
健康の保持・衛生面の向上のため、寝具のクリーニング（水洗い）を行います。
 - ・クリーニングできる寝具：敷布団、掛布団、毛布のうち1回3枚以内（3枚のうち敷布団と掛布団は合わせて2枚以内）
 - ・回数：年2回
 - ・委託業者が直接自宅まで取りに伺います。
- 利用料
無料
- 申請方法
対象者に申請書を送付しますので、長寿課長寿支援係に提出してください。
- お問い合わせ・お申し込み
長寿課 長寿支援係（P 2 5 参照）

5 調髪サービス

- 対象者（※P 8 「住所地特例者」についてを参照）
介護保険の要介護度が3以上である在宅であり、店舗に行って調髪を受けることが困難なかた（介護保険施設入所中又は医療機関入院中のかたは除く。）
- 内容
快適な暮らしと保健衛生の向上を図るため、市が契約した理美容業者が自宅を訪問し、調髪を行います。
 - ・利用方法：自宅に利用券交付申請書をお送りしますので、長寿課 長寿支援係へ申請をしてください。利用券交付後に理美容業者へ各自で予約を行い、居宅でサービスを受けます。（店舗での調髪は利用不可）
 - ・調髪の種類：(1) 理容サービス 調髪・顔そりなど
(2) 美容サービス カット・ブロー
 - ・回数：年2回
- 利用料
無料
- お問い合わせ
長寿課 長寿支援係（P 2 5 参照）

6 緊急通報装置の設置

- 対象者
65歳以上でひとり暮らしのかた、もしくは高齢者世帯で入院などによりひとり暮らしとみなされるかた
※同一敷地内にご家族がいるかたは対象外です。

●内容

急病等の緊急事態が発生したときや心身に不安があるときに、緊急通報や健康相談のできる機器を設置します。電話回線は不要であり、契約した警備会社が取付に訪問します。

- ・ 24時間自宅での反応がない場合に自動で通報をするセンサーを設置します。
- ・ 緊急時には消防のほか、自宅の鍵を預けている警備会社のガードマンが駆けつけます。
- ・ 熱中症の危険性が高い場合や災害時には音声でお知らせします。

●設置費用

月額340円（ただし生活保護受給者、住民税非課税世帯に属するかたは無料。）

●お問い合わせ・お申し込み

長寿課 長寿支援係（P25参照）

7 はいかい高齢者おかえり支援事業

●登録対象者

市内在住で、はいかいするおそれのある認知症高齢者等（若年性認知症も含む）

※ ただし施設入所中や長期入院中のかたを除く。

●内容

高齢者のかたが行方不明となった場合に、メール配信システムを活用し、協力事業者及びおかえり支援サポーターに対して、行方不明者に関する情報や行方不明時の状況等を電子メールにより配信し、捜索の協力を要請します。

●利用料

無料

●お問い合わせ

長寿課 長寿支援係（P25参照）

8 はいかい高齢者おかえり支援シール交付事業

●対象者

市内在住で、はいかいするおそれのある認知症高齢者等（若年性認知症も含む）

※ ただし施設入所中や長期入院中のかたを除く。

●内容

はいかいのおそれのある認知症高齢者等のかたが行方不明となった場合、あらかじめ高齢者の衣服や靴、杖といった持ち物に、市の名前と二次元コードが印刷されたシールを貼りつけ、保護された際に、発見者がスマートフォンで二次元コードを読み込むことにより、発見者の電話番号などの個人情報が発見者に知られることなくチャット形式でやりとりし、早期の帰宅につながることを目的としたシールを配布します。

●シールの種類と枚数

30枚1セットとして初回のみ無料でお渡しします。

追加希望の場合は有料となります。

- ・ 耐洗ラベル20枚（衣服等にアイロンで貼り付けます）
- ・ 蓄光シール10枚（杖や持ち物に貼る暗闇でも光るシール）

●利用料

無料（追加希望の場合は有料）

●お問い合わせ・お申し込み

長寿課 長寿支援係（P25参照）

9 高齢者外出支援事業

	タクシー・バス料金助成	外出特典支援
対象者	尾張旭市で住民基本台帳に記録され、市内在住で、当該年度の4月1日までに80歳になられた方で 運転免許証（原付含む）をお持ちでない方又は返納された方	尾張旭市で住民基本台帳に記録され、市内在住で当該年度の4月1日までに80歳になられた方
助成内容	市営バスあさび一号とタクシーの共通利用券（100円券）80枚 ※タクシー乗車の場合 ・利用券の上限額は、一人につき一乗車1,000円まで（10枚） ・同乗者と合算して支払いが可能	・情報誌「楽しみにあ」 ・特典証の配布 情報誌にある店舗等で特典証を提示すれば、お得な特典が受けられます。

●注意事項

①共通

- ・利用できるのは、対象者本人のみです。
- ・当該年度の4月2日から10月1日までに80歳になられた方は、10月交付対象者として、共通利用券40枚と情報誌、特典証を交付します。

②タクシー・バス料金助成

- ・尾張旭市障がい者タクシー料金助成又は尾張旭市移送サービス利用助成券と併せて受けることはできません。
- ・年度の途中で転入したかたは、利用券の交付枚数が異なります。

●お問い合わせ・お申し込み

長寿課 長寿支援係（P25参照）

10 移送サービス

●対象者（※P8「住所地特例者」についてを参照）

市内在住で、介護保険の要介護度が4・5のかた、又は身体障害者手帳の交付を受け、障がいの程度が肢体不自由（上肢機能障害を除く）の1・2級のかた

※ ただし、障がい者タクシー・高齢者外出支援事業（市営バス・タクシーの利用料助成）を受けているかた、又は介護保険施設に入所（院）中のかたを除きます。

●内容

一般の公共交通機関を利用することが困難なかたに、リフトタクシー等を利用して医療機関などに送迎する際の利用料金の一部を助成します。

- ・利用対象車両：リフト（車いす）又は患者搬送（ストレッチャー、車いす対応）

タクシー

- ・助成額：1回当たり4,000円以内（年12回を限度）

●お問い合わせ・お申し込み

長寿課 長寿支援係（P25参照）

1.1 ショートステイ（短期入所）

●対象者

おおむね65歳以上の援護が必要なかたで、介護者の病気、葬祭、事故、災害等により居宅介護を受けることが困難となったかた（ただし、介護保険の利用を優先します。）

●内容

要援護高齢者の介護者に代わって、一時的に養護する必要が生じた場合に支援します。

●期間

原則として1回につき7日以内

●利用できる施設

市が指定する施設

●利用料

所得に応じて定められた金額を負担

●お問い合わせ・お申し込み

長寿課 長寿支援係（P25参照）

1.2 家具転倒防止支援事業

●対象者

市内在住で、次のいずれかに該当する世帯

①65歳以上の高齢者のみの世帯

②介護保険の要介護3以上の認定を受けているかたの属する世帯

③身体障害者手帳（1・2級）の交付を受けているかたの属する世帯

④精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けているかたの属する世帯

⑤療育手帳（A・B判定）の交付を受けているかたの属する世帯

⑥前各号に準ずる状態にあるかた（難病患者を含む。）の属する世帯

⑦その他市長が特に必要と認めた世帯

●内容

尾張旭市シルバー人材センターの会員が家具・家電の転倒等を防止する作業を行います。

（5台まで）

●費用

作業費無料（家具固定器具・転倒防止器具代は申請者負担）

●お問い合わせ・お申し込み

危機管理課 危機管理係（P25参照）

1.3 電話・FAX防災情報配信サービス

●対象者

（電話）

・視覚に障がいのあるかた

・携帯電話・スマートフォンをお持ちでないかたや所有する携帯電話・スマートフォンにメール機能がないかた

（FAX）

・聴覚に障がいがあるなど、電話の聞き取りが困難で携帯電話・スマートフォンをお持ちでないかた

●内容

台風などの風水害時の避難情報（避難指示等）や避難所開設情報、国民保護情報（弾道ミサイル情報等）など、災害時の緊急情報を電話やFAXへ配信します。

●利用料

無料

●お問い合わせ・お申し込み

危機管理課 危機管理係（P25参照）

1.4 特殊詐欺対策装置購入補助制度

●対象者

市内在住で65歳以上のかた（申請は1世帯につき1回限り）

●内容

高齢者をねらった特殊詐欺被害の未然防止を図るため、特殊詐欺対策装置の購入費を一部負担します。

●補助率

購入費の1/2

●補助金上限

5,000円

●補助対象装置

- ・通話録音装置
- ・着信拒否装置
- ・通話録音装置の機能または着信拒否措置の機能を内蔵する固定電話機

●お問い合わせ・お申し込み

市民活動課 交通防犯係（P25参照）

1.5 運転免許証自主返納支援制度



●対象者

市内在住で65歳以上80歳以下のかた

●内容

高齢者による交通事故を減少させることを目的に、運転免許証を自主返納したかたに、尾張旭市営バス回数券（11枚つづり2冊）を無料で交付します。（1人1回限り）

●条件

有効期限内の全ての運転免許証を自主返納されたかた

●申請期間

自主返納後60日以内

●持ち物

- ・「申請による運転免許の取消通知書」（警察署で交付）
- ・手続きを終えた「運転免許証」などの身分証明書

●お問い合わせ・お申し込み

市民活動課 交通防犯係（P25参照）

16 自転車乗車用ヘルメット補助制度

- 対象者
市内在住の方
- 内容
交通事故による頭部損傷の軽減を目的として、自転車乗車用ヘルメットの購入費を一部負担します。
- 補助率
購入費の1/2
- 補助金上限
2,000円（1人につき1個まで）（7～18歳及び65歳以上）
1,000円（1人につき1個まで）（上記以外の年齢）
- 持ち物
 - ・申請者の氏名の記載がある「領収書」
 - ・本人確認書類
 ※対象となるヘルメットは、新品で、安全性の認証（SGマーク、JCFマークなど）があり、令和7年4月1日以降に購入したものです。
- お問い合わせ・お申し込み
市民活動課 交通防犯係（P25参照）

17 あさひ訪問収集（高齢者・障がい者世帯などのごみ出し支援）

- 対象者
次のいずれかに該当し、自力でごみ等の排出が困難で、親族・近隣者等の協力を得られない世帯のうち、市職員が実態調査を行い、**適当と認められた世帯**
 - ①介護保険の要介護・要支援認定を受けているかたのみの世帯
 - ②障がい者のかたのみの世帯
 - ③その他必要と認められるかたの世帯
- 内容
可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみを、市が委託した業者が玄関先まで戸別訪問して収集します。
- 利用料
無料（粗大ごみについては、1点につき800円の処理費用が必要）
- お問い合わせ・お申し込み
尾張旭市環境事業センター（東部浄化センター内）
（P26参照）

18 あさひ生活応援サービス事業

- 対象者
おおむね65歳以上で、日常生活上で何らかの援助を必要とするかた（介護保険、障がい福祉サービス制度などを受けられる場合は、そちらを優先します。）
- 内容
家事援助、外出援助、見守り援助など
※ ただし、生活応援サポーターの車への同乗、調理、専門的な技術を要すること、責任が伴うこと、依頼者の自立を妨げること、サポーターに危険が生じることはできません。

I 在宅福祉サービス

●利用料

1回当たり500円（60分まで）

●お問い合わせ・お申し込み

尾張旭市社会福祉協議会 生活支援コーディネーター業務担当

（P26参照）

「住所地特例者」について

尾張旭市に住民票があるかたは、本市の介護保険被保険者となるのが原則ですが、尾張旭市外から市内の住所地特例対象施設に直接入所（住民票を異動）される被保険者については、特例として引き続き転入前の市区町村の被保険者となります。他区市町村の住所地特例者の場合は、本市から案内を送付することができないため、各サービス利用をご希望の場合は、介護保険証を持参の上、直接長寿課へお申込みいただきますようお願いいたします。

1 家庭介護教室



- 対象者
高齢者を介護されている家族や近隣の援助者など
- 内容
介護に関する知識や技術を学ぶとともに、介護の不安解消を図ります。
- お問い合わせ・お申し込み
尾張旭市社会福祉協議会（P 2 6 参照）

2 あさひ介護者のつどい



- 対象者
要支援・要介護のかたを在宅で介護している市内在住の家族のかた
- 内容
各種講座・座談会などを開催し、介護をしているかたのリフレッシュを図るとともに、介護者同士の情報共有、相談の機会となる交流の場です。
- 利用料
無料（※材料費は実費）
- お問い合わせ・お申し込み
長寿課 長寿支援係（P 2 5 参照）
尾張旭市地域包括支援センター（P 2 6 参照）

3 認知症介護家族交流会（笑顔の会）

- 対象者
市内在住で、認知症の家族を介護しているかたなど
- 内容
認知症の家族を介護しているかたのために、お互いに悩みを相談し、また、認知症について勉強もできる交流の場です。
・とき：毎月第2水曜日 午後1時30分から
・ところ：中央公民館 207会議室
※ 申し込みは基本的に不要です。お気軽にお越しください。
- お問い合わせ
尾張旭市地域包括支援センター（P 2 6 参照）
長寿課 長寿支援係（P 2 5 参照）

4 認知症介護家族教室（家族支援プログラム）

- 対象者
市内在住で、認知症のかたを介護している家族のかた
- 内容
認知症の基本的な知識、介護の仕方やリハビリなどについて学ぶとともに、交流を通じて、介護者の心のサポートなども行います。（全6回）
- お問い合わせ・お申し込み
尾張旭市地域包括支援センター（P 2 6 参照）
長寿課 長寿支援係（P 2 5 参照）

5 認知症カフェ「かたろ～な」



●対象者

認知症のかたやその家族、地域にお住まいのかた。誰もが参加可能。

●開催場所

①カフェうさぎ

- ・サンヴェール尾張旭内（南栄町黒石48-1）
- ・開催日時：毎月第2水曜日 午前10時から11時30分まで

②三郷ふあんふあん

- ・東部市民センター2階 ふれあいホール（三郷町中井田136）
- ・開催日時：毎月第3金曜日 午前10時から11時30分まで

③ケアラズカフェ（本人交流会を開催する場合あり）

- ・中央公民館内 101会議室（東大道町山の内2410番地2）
- ・開催日時：5月、10月、2月の第2水曜日 午前10時30分から午後3時まで

④平子ふあんふあん

- ・コーヒーハウスひまわり内（平子町中通279番地2）
- ・開催日時：毎月第4木曜日 午前10時から11時30分まで

●内容

お茶を飲みながらの交流会、情報交換、専門職による相談など

●利用料

飲食代等の実費

●お問い合わせ・お申し込み

長寿課 長寿支援係（P25参照）

尾張旭市地域包括支援センター（P26参照）

サンヴェール尾張旭（P25参照）

1 老人いきいの家及び老人いきいの部屋の設置

囲碁、将棋、カラオケなどの趣味活動やレクリエーションのために気軽にご利用いただけるよう老人いきいの家及びいきいの部屋を設置しています。

- 利用できるかた
60歳以上のかた
- 利用時間
午前9時から午後5時まで（12月29日から翌年1月3日までは休館日）
- 利用するには
 - ・各いきいの家に備え付けの利用簿に、利用予定を記入してください。また、利用日当日、利用簿に名前等を記入してください。
 - ※老人いきいの部屋は不要です。
 - ・10人以上の団体で利用する際は、5日前までに予約をしてください。

老人いきいの家

名 称	所 在 地
中部老人いきいの家	東大道町原田2561番地1
西部老人いきいの家	印場元町五丁目6番地9
東部老人いきいの家	三郷町中井田136番地（東部市民センター内）
城前老人いきいの家	城前町二丁目5番地19
出屋敷老人いきいの家	東栄町一丁目4番地1
旭台老人いきいの家	旭台1丁目6番地6
瑞鳳老人いきいの家	庄南町二丁目7番地4
平子老人いきいの家	平子町中通339番地
城山老人いきいの家	平子町東157番地1
中央通老人いきいの家	稲葉町四丁目47番地1
井田老人いきいの家	井田町一丁目41番地
ともえ老人いきいの家	向町三丁目6番地7

老人いきいの部屋

名 称	所 在 地	備 考
大久手老人いきいの部屋	大久手町中松原31番地4	大久手ふれあい会館の和室1
吉岡老人いきいの部屋	吉岡町二丁目2番地1	吉岡ふれあい会館の和室1
印場老人いきいの部屋	印場元町5丁目1番地26	印場ふれあい会館の和室1
霞ヶ丘老人いきいの部屋	霞ヶ丘町中66番地3	霞ヶ丘ふれあい会館の和室1
東印場老人いきいの部屋	東印場町一丁目10番地2	東印場ふれあい会館の和室1
狩宿老人いきいの部屋	狩宿町三丁目206	狩宿南集会所に併設
緑ヶ丘老人いきいの部屋	緑町緑ヶ丘44番地25	緑ヶ丘集会所に併設

- お問い合わせ
長寿課 長寿支援係（P25参照）



2 シニアクラブ

シニアクラブは、高齢期を健康で豊かなものにし、生きがいをもって生活できることを目的とし、民主的に運営される団体です。

●活動内容

会員の教養の向上・健康の増進・レクリエーション・社会参加活動などを行っています。

●対象者

おおむね60歳以上のかた

●入会申込

各クラブの代表者に直接お申し込みください。

●お問い合わせ

長寿課 長寿支援係（P25参照）

3 多世代交流館いきいき

世代間交流の促進と高齢者福祉の向上などを目的とした施設で、散歩の途中などに立ち寄って休憩できる多目的ホールなど、高齢者だけでなく多くの方に気軽に利用いただけます。

●所在地

稲葉町一丁目41番地1

●開館時間

午前9時から午後5時まで

●休館日

12月29日から翌年1月3日まで

●駐車場

20台（障がい者駐車スペース1台を含む。）

●施設概要

主な施設	使用について
多目的ホール	テーブル、椅子が常設してあり屋内で休憩などができるスペースです。
屋外多目的スペース	屋外で休憩やストレッチなどができるスペースです。
高齢者ボランティア等活動室（約51㎡）	ボランティア等が使用していない時間は、一般のかたも1時間240円で使用できません（使用申請が必要です。）。
実習・講習室（約49㎡）	教室・講座等が実施されていない時間は、一般のかたも1時間240円で使用できません（使用申請が必要です。）。

●申請期間

使用日の3月前の日の属する月の1日から使用日まで

●申請方法

施設に直接

- お問い合わせ
多世代交流館いきいき（P 2 6 参照）

4 高齢者趣味の作品展



高齢者のみなさんが、日頃から丹精こめて作り上げた趣味の作品による展示会を開催します。

- 対象者
60歳以上のかた
- 出品の種類
日頃、趣味として作っておられるものなら何でも結構です。
- 開催時期
年1回（9月中旬）
- 開催場所
スカイワードあさひ（場所は変更することがあります。）
- お問い合わせ
長寿課 長寿支援係（P 2 5 参照）

5 高齢者趣味の作業所



物を作ることを通しての生きがいや仲間づくりの場として、高齢者趣味の作業所を開設しています。

- 参加できるかた
60歳以上のかた
- 作業所の場所

東部	尾張旭市東部市民センター内	三郷町中井田136番地
西部	尾張旭市印場ふれあい会館内	印場元町五丁目1番地26
城山	尾張旭市城山老人いこいの家内	平子町東157番地1

- 作業種目
陶芸・編物・木研細工など
- 入会申込
各種目の代表者に直接お申し込みください。
- お問い合わせ
長寿課 長寿支援係（P 2 5 参照）

6 高齢者教室（長寿学園）



高齢者のみなさんが、生きがいと潤いのある生活を送れるよう仲間づくりや健康づくり、新しい知識の習得や教養を深める機会として講座を開催しています。

- 活動内容
年間を通して、講話とクラブ活動（はがき絵クラブ、健康体操クラブ）を開催しています。講話は、大学教授や専門知識を有するかたを講師に招き実施し、クラブ活動は、希望者を対象に実施しています。
- 対象者
市内在住の60歳以上のかた
- 費用
年間登録料500円。クラブ活動は1つにつき別途500円。

Ⅲ 余暇と生きがい

●開催時期

毎月1回程度、講話は5～3月（年9回、8・1月除く）、クラブ活動は5～12月（年7回、8月は除く。）

●開催場所

講話は文化会館、はがき絵クラブは中央公民館、健康体操クラブは渋川福祉センター又は東部市民センターのどちらかを選択

●申込方法

毎年4月初旬頃、中央公民館にて受付（4月号広報に掲載予定）

●お問い合わせ

生涯学習課 生涯学習係（中央公民館）（P25参照）

7 シルバー人材センター

シルバー人材センターは、働く意欲のある高齢者が、その豊かな経験や能力を生かして、家庭や事業主から依頼のあった仕事をするにより、地域社会に貢献し、さらに自身の健康や生きがいを高めていただくことを目的としています。

●会員になれるかた

次のいずれにも該当するかた

- ・原則60歳以上
- ・尾張旭市内に在住
- ・働く意欲がある
- ・シルバー人材センターの理念、趣旨に賛同
- ・ご家族の同意

●申込方法

毎月2回入会説明会を行います（日程は、電話又はホームページでご確認ください）。

説明会を受けた後、入会申し込みをしていただくこととなります。

●会費

年間2,000円（ただし、1月～3月登録はその年度1,000円）

●仕事は

地域に密着した臨時的かつ短期的な仕事又はその他の簡易な仕事です。

<仕事の例>

庭木の剪定、草刈り、草取り、屋内外清掃、スーパーのカート整理、駐車場・駐輪管理、施設管理、筆耕（賞状・宛名書など）、網戸・障子張り、家事援助、育児支援サービス、空き家の見回り、お墓の清掃 など

・会員はあらかじめ自分の希望する仕事などを登録しておき、センターから連絡を受けた場合「この仕事ならやれそうだ。」と思ったとき働いていただきます。

●働いたお金（配分金）は

会員は自分で従事した仕事に応じて、センターから配分金の支払いを受けます。

<1時間当たりの配分金の例>

剪定1,360円～1,700円、草刈り1,160円、草取り1,190円、清掃1,140円、駐車場管理1,140円、大工仕事1,580円、パソコン指導1,270円、家事援助1,140円、育児支援1,140円

●お問い合わせ

公益社団法人尾張旭市シルバー人材センター（土日祝日は休みです。）

尾張旭市稲葉町一丁目4番地1（P26参照）

ホームページ <https://webc.sjc.ne.jp/owari-sjc/>

8 職業紹介

年齢等にかかわらずどなたでも利用できる相談室として、求人情報の検索や就職相談などを無料で受けることができます。

●相談日

月～金曜日（祝日、年末年始を除く。）午前9時から午後4時30分まで

●相談場所

尾張旭市ふるさとハローワーク（市役所東側別棟 電話 52-1626）

9 消費生活相談

「業者の巧みな言葉や強引な勧誘に負けて契約してしまった。」「身に覚えのない請求が来て困った。」そんな経験はありませんか。トラブルの有無に関わらず、困ったときは消費生活センターにご相談ください。専門の資格を持った相談員が問題解決に向けてのアドバイスをします。

●相談日

月・水・金曜日／午前10時～午後1時、火・木曜日／午後1時～4時

（祝日、年末年始を除く。）

●相談窓口

尾張旭市消費生活センター（市役所南庁舎2階） 電話 53-2111

10 敬老祝品の支給

今日まで社会の発展に尽くされた高齢者の長寿を祝うとともに、今後も健康で生きがいのある老後を願って、敬老祝品をお贈りします。

●対象者

数え100歳のかた

※ただし、当該年度の9月の第三月曜日（敬老の日）現在で尾張旭市に住民登録のあるかた

●お問い合わせ

長寿課 長寿支援係（P25参照）

11 あさひ健康マイスター

「からだ・こころ・まちの健康」に関する様々な対象事業に参加して、継続的に楽しい健康づくりをしてみませんか。

●内容

マイスター参加希望者は、市が発行するあさひ健康マイスター手帳を入手し、一年間を通して対象事業等に参加していただきます。規定のポイント数を達成したかたには、表彰や抽選で記念品等の特典を進呈します。

●手帳配布場所

市役所、市公共施設、尾張旭まち案内など

Ⅲ 余暇と生きがい

●参加資格

どなたでも。ただし、あさひ健康マイスター表彰は、市内在住・在勤・在学のかたのみ対象。

●対象事業等

・市やマイスター対象団体が主催する健康都市づくり事業のうち、市が認めたもの。



対象の事業には左記のロゴが表記されています。

・市が認める市民団体等に加入又は活動への参加

●お問い合わせ・お申し込み

健康都市・スポーツ課 健康都市推進係（電話 76-8101）

12 ミニデイサービス



地域のなかで身近な人たちと交流しながら、健康づくりや生きがいづくりをしませんか。ミニデイサービスでは、家庭の延長で楽しく過ごしていただけます。

●対象者

高齢者、身体障がいのあるかたなど

●開催場所・日時等

サロン名	開催場所	開催日時
①いきいきサロン (こすもす)	緑ヶ丘集会所	毎月第1・3水曜日（午前9時半から午後1時半まで）
②つむぎの会	大久手ふれあい会館	毎週水曜日（第5週を除く）（第1・3は午前10時から午後2時半、第2・4は午前10時から11時半）
③旭ふれあいサロン東部 (ぬくもり)	東部市民センター	毎月第2・4金曜日（午前10時から午後2時20分まで）
④旭ふれあいサロン平子 (ぬくもり)	平子公民館	毎月第1・3金曜日（第1金曜は午前10時から11時半、第3金曜は午前10時から午後2時半まで）

●費用

若干の昼食代・おやつ代が必要になりますので、お問い合わせください。

●お問い合わせ

長寿課 長寿支援係（P25参照）

尾張旭市地域包括支援センター（P26参照）

尾張旭市地域包括支援センターサンヴェール尾張旭（P26参照）

13 その他

市内にあるサロン一覧表「おわりあさひおでかけガイドいこまいか」

●お問い合わせ

長寿課 長寿支援係（P25参照）

尾張旭市地域包括支援センター（P26参照）



1 ひとり暮らし高齢者の支援

《ふれあい宅配サービス》

75歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、ボランティアが見守りを目的とした友愛訪問を実施しています。友愛訪問は月1回で、昼食（お弁当）をお届けします。

●お問い合わせ

尾張旭市社会福祉協議会（P26参照）

2 ミニデイサービスのボランティア

- ・各ミニデイサービスのお手伝い
- ・詳細は、P16を参照



3 認知症カフェのボランティア

- ・認知症カフェのお手伝い
- ・詳細は、P10を参照



4 認知症サポーター養成講座（地域開催）

●対象者

市内在住のかた

●内容

認知症になっても安心して暮らし続けることができるために、認知症を理解し、認知症のかたやその家族を温かく見守り、支援する「認知症サポーター」を養成する講座です。

●費用

無料

●場所

中央公民館

●お問い合わせ

尾張旭市地域包括支援センター（P26参照）



5 はいかい高齢者おかえり支援サポーター

●対象者

どなたでも登録可能

●内容

高齢者のかたが行方不明となった場合に、行方不明者に関する情報や行方不明時の状況などの電子メールを受信し、可能な範囲で捜索の協力をしていただきます。

●登録方法

◎スマートフォンやパソコンからの登録方法

右記の二次元コードを読み取るか、または以下の URL

<https://plus.sugumail.com/usr/owariasahi-choju/home>

でアクセスしたページから電子メールを送信してください。

◎ガラケーからの登録方法

右記の二次元コードを読み取り、アクセスしたページから電子メールを送信してください。

◎共通

「空メールを送信する」を押し、メール画面で何も入力せずにメールを送信してください。(件名・本文は空欄で結構です)※メールが起動しない場合は、手動でメールを立ち上げ、下記アドレスに空メールを送信してください。

t-owariasahi-choju@sg-p.jp

<スマートフォン・パソコン用>



<ガラケー用>



迷惑メール対策の設定をされている場合は、次の2つの設定を行ってからの登録をお願いします。

- ★ 「sg-p.jp」ドメインからのメールの受信を許可する
- ★ URL 付きメールの受信を許可する



《夜間におけるメール配信》

夜間（22時～翌8時）のメール配信を希望しない方に対しては、夜間の配信を行いません

※登録は無料ですが、登録・情報に係る通信費用はご登録者の負担になります。

◎ 登録の変更・解除

空メールアドレス宛にメールを送信します。返信メールから登録情報の変更などを行います。

★登録解除は、画面右上のメニューを押し、「登録解除へ」を押します。次の画面で「登録解除へ」を押してください。

●お問い合わせ

長寿課 長寿支援係（P 25 参照）

1 後期高齢者医療制度

医療費総額の1割、2割または3割を病院などの窓口で負担していただき、残りの医療費を給付します。

●対象者

次のいずれかに該当するかたです。

① 75歳以上のかた

② 65歳以上75歳未満で一定程度の障がいがあるかた（制度への加入は任意ですが手続きが必要です。）

※ 一定程度の障がい

身体障害者手帳1～3級、同4級（音声・言語、下肢1・3・4号）、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育（愛護）手帳A判定（1・2度）

●お問い合わせ

保険医療課 高齢者医療係（電話 76-8153）

2 後期高齢者福祉医療費給付制度

後期高齢者医療制度の対象者で重度の心身障がい者や、ねたきりまたは認知症など一定の条件を満たしたかたが病院などを受診した場合に、後期高齢者医療制度が適用となる医療費の自己負担額を助成します。

●お問い合わせ

保険医療課 福祉医療係（電話 76-8152）

3 70歳から74歳のかたの医療制度

医療費総額の2割または3割（現役並みの所得のかた）を病院などの窓口で負担していただき、残りの医療費を給付します。

●対象者

70歳以上75歳未満のかた。該当するかたには、ご加入の医療保険から負担割合の記載のある「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」等が交付されます（後期高齢者医療制度の被保険者は除きます。）。

●お問い合わせ

国民健康保険加入のかた 保険医療課 国保年金係（電話 76-8151）

その他のかた ご加入の各医療保険へお尋ねください。



1 あたまの元気まる

みなさんは『軽度認知障がい』を知っていますか？軽度認知障がいは認知症ではなく、認知症になる前の段階で、もの忘れが多くても日常生活には支障をきたしていない状態です。『軽度認知障がい』の段階で予防策をとれば、認知症への進行を阻止したり発症を遅らせることが可能とされています。

よりいっそう活き活きとした生活を送るためにも、ぜひこの機会にあたまの元気まる（脳の健康チェックテスト）を受けてみませんか？

団体での予約も可能ですので、ぜひご相談ください。

●対象者

40歳以上の市民で介護保険の要介護・要支援認定を受けていないかた

●場所

尾張旭市保健福祉センター 他

●お問い合わせ

尾張旭市保健福祉センター内 健康課（P26参照）



2 元気まる測定

いつまでも元気でいるためには、今の自分を知り、健康行動を実践していくことが大切です。

元気まる測定は、測定した結果をもとに個別支援プログラムを作成し、それを基に専門職による指導のもと自ら実践して健康な身体を目指す元気まる測定と高齢者の団体様向けの身体的フレイル測定ができるザリッツを用いた元気まる測定があります。

また、インターネット上でできる簡易版の「ネットDE元気まる測定」もあります。

●対象者

18歳以上の市民のかた（ザリッツを用いた元気まる測定は、75歳以上のかたが中心となっている10人以上の団体様）

※治療中の病気のあるかたは、主治医の許可を必要とする場合があります。

●場所

尾張旭市保健福祉センター 他

●お問い合わせ

尾張旭市保健福祉センター内 健康課（P26参照）

3 その他の保健事業


①健康手帳の交付・・・健康診査の結果や健康に関する内容などを記録し、健康管理に役立てていただくため、市のホームページからダウンロードできます。

②健康教育・・・生活習慣病の予防を目的に、ちょいやせ道場 などの健康づくり教室を開催しています。各種健康づくり教室の日程、内容などについては、広報などでお知らせしています。

③健康相談・・・保健師等が、心身の健康に関する相談（随時）に応じています。また、うつ、不安などに関する精神保健福祉士によるこころの健康相談（要予約）も行っています。

④がん検診等 ・・・早期発見を目的に、胃がん、大腸がん、肺がん・結核、子宮頸がん、乳がん、前立腺がん、肝炎ウイルス検診、歯科健診を実施しています。

⑤訪問指導・・・保健指導が必要なかた・ご家族に対して保健師等が訪問し、健康の保持増進、心身機能の低下を防ぐための支援を行っています。

- ⑥出前らくらく筋トレ体操  . . . 誰でも簡単にできる本市独自の筋力トレーニング「らくらく筋トレ体操」を体験できます。各集会所や老人いこいの家などに健康課職員が出向き、体操の方法を指導しています。
- お問い合わせ
尾張旭市保健福祉センター内 健康課（P 2 6 参照）

1 介護予防のための教室

いつまでも元気に生き生きと暮らしていただくために、心身の衰えを予防・改善する目的で開催する事業です。65歳以上の市民のかたであればどなたでも参加できます。

①シニアのための栄養講座

高齢期に必要な栄養について学べます。

②お口のケア講座

お口のケアと口腔機能について学べます。

③脳力アップ教室（9月～10月頃、全6回）

認知症の予防に効果のある運動コグニサイズ、筋力トレーニング、ウォーキングのポイントを学びます。

④らくらく脳の健康教室（9月～2月頃、全18回程度）

脳機能の維持向上及び認知症予防のための教室（読み、書き、計算）を行います。

⑤県健康づくりリーダーによる体操教室

楽しみながらできる体操教室です。

⑥トレーナーによる運動機能回復プログラム作成事業（通称 もりもり回復プログラム）

運動プログラムを作成（無料）し、総合体育館トレーニング室（1回100円）に通い、体力回復を目指しましょう。

⑦買い物リハビリ

フレイル予防の体操と買い物合わせた教室です。送迎もあります。（1回200円、買い物代は自費）

⑧摂食嚥下障害予防教室（つばめ教室）

飲み込み機能を検査し、今の自分を知りましょう。

●お問い合わせ

長寿課 長寿支援係（P25参照）

2 民生委員による高齢者世帯調査

高齢者の世帯を把握するため、地区の民生委員児童委員が訪問し、調査を行います。

●対象者

①おおむね70歳以上のひとり暮らしのかた

②おおむね75歳以上の高齢者のみ世帯

●訪問日

9月～1月頃

●お問い合わせ

長寿課 長寿支援係（P25参照）

3 地域相談窓口による高齢者実態把握調査

●対象者

おおむね75歳以上のかた

●お問い合わせ

地域相談窓口（P24参照）

4 障害者控除対象者認定書

介護保険におけるおおむね要介護1から要介護5までの認定を受けている満65歳以上のかたで、一定の条件を満たすかたについては、身体障害者手帳を受けていないかた

でも、税務申告において障害者（又は特別障害者）と同程度の状態であるとして、確定申告等に必要「障害者控除対象者認定書」を送付します。（1月下旬）

※確定申告、市民税申告等税務申告を行わない場合については、本認定書は不要です。
 ※介護保険における主治医意見書や認定調査の内容から判定します。

※原則として、税務申告を行う前年の12月31日時点の状況により判定します。

※下記のいずれかに該当する場合には、申請が必要になります。

- ・ 通知後に、12月31日時点の介護度に変更があったかた
- ・ 対象年中に亡くなった要介護認定者で障害者控除認定基準に該当するかた
- ・ 1月の一斉発送以前に、年末調整等で認定書が必要なかた
- ・ 認定書を紛失や破損などしたかた

●お問い合わせ

長寿課 介護保険係（P25参照）

5 高齢者施設サービス

(1) 養護老人ホーム

家庭環境や経済的な理由で、家庭において生活できないかたが入所する施設です。

●対象者

おおむね65歳以上で日常生活のできるかた

※ ただし経済状況について、生活保護法による保護を受けていることや、市町村民税非課税のかたであることなど、所定の要件があります。

●利用料

所得に応じて定められた金額を毎月負担

●市内の養護老人ホーム

蒲生会大和ホーム（定員70名） 柏井町公園通512番地

●お問い合わせ・お申し込み

長寿課 長寿支援係（P25参照）

(2) ケアハウス（軽費老人ホーム）

家庭環境や住宅事情等の理由により、家庭で生活することが難しい60歳以上のかたが入所する軽費老人ホームの一種で、より自立的な生活を望む高齢者のかたに生活相談、食事サービスの提供などを行う施設です。

●対象者

60歳以上（夫婦の場合はどちらか一方が60歳以上）で、自炊できない程度の身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安があるかたで家族による援助を受けることができないかた

●利用料

所得に応じて定められた金額を毎月負担

●市内のケアハウス

名称	定員	住所	電話番号
カトリアハウス	50名	平子町長池上6447番地1	53-4418
あさひコート	19名	旭ヶ丘町濁池1155番地18	51-5222

●お問い合わせ・お申し込み

直接施設へお問い合わせください。

1 地域包括支援センター ～ 高齢者の総合相談窓口 ～

地域包括支援センターは、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士の専門職が地域で暮らす高齢者のみなさんのさまざまな相談をお聞きし、心身の状態に合わせた支援を行うために、市が設置した相談窓口です。

●具体的な業務内容

①健康・福祉・介護など総合的な相談に応じます。

高齢者のみなさんやご家族、地域の人からの相談や悩みにお応えし、情報の提供やサービスの紹介をします。電話や窓口での相談のほか、職員が訪問することも可能ですので、お気軽にご連絡ください。

②介護予防をすすめます。

一般介護予防（すべての高齢者のかた）、要支援・要介護になるおそれのあるかた、事業対象者や要支援1・2と認定されたかたの自立に向けた支援を行います。

③高齢者の権利を守ります。

高齢者虐待への対応、成年後見制度等の利用支援、消費者被害の防止などに取り組みます。

④認知症のかたや介護するご家族への支援を行います。

認知症カフェ、認知症サポーター養成講座、認知症初期集中支援チームなどさまざまな事業を行っています。

●お問い合わせ

①尾張旭市地域包括支援センター

（尾張旭市社会福祉協議会内 P26参照）

（旭、東栄、渋川、城山、白鳳、旭丘、三郷小学校区）

②尾張旭市地域包括支援センターサンヴェール尾張旭

（特別養護老人ホームサンヴェール尾張旭内P26参照）

（本地原、瑞鳳小学校区）

2 地域相談窓口

地域にお住まいの高齢者やその家族からの介護、福祉、保健に関する相談に応じるため、地域の身近なところで相談を受け地域包括支援センターと連携しながら、高齢者の生活を支えるための地域の相談窓口です。市内に3か所設置しています。

●業務内容

- ・高齢者の実態把握調査（戸別訪問）
- ・保健福祉サービス、介護サービスの利用支援
- ・在宅介護等に関する各種相談
- ・地域包括支援センター業務の協力 など

●利用方法

地域相談窓口に直接ご連絡ください。

● お問い合わせ

地域相談窓口	住所・電話番号	担当地区
敬愛園	平子町長池上 6 4 4 7 番地 1 (特別養護老人ホーム敬愛園内) 電話 5 3 - 9 5 0 7	城山小学校区 白鳳小学校区 旭小学校区
アメニティあさひ	旭ヶ丘町濁池 1 1 5 5 番地 1 8 (特別養護老人ホームアメニティあさひ内) 電話 5 1 - 5 2 2 2	東栄小学校区 旭丘小学校区 三郷小学校区
サンヴェール尾張旭	南栄町黒石 4 8 番地 1 (特別養護老人ホームサンヴェール尾張旭内) 電話 5 6 - 4 0 2 0	本地原小学校区 瑞鳳小学校区 渋川小学校区

3 尾張東部権利擁護支援センター

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が不十分なかたについて、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

● 具体的な業務内容

- ① 成年後見制度の利用に関する相談
- ② 家庭裁判所への申立てに関する手続き支援、助言など

● お問い合わせ

尾張東部権利擁護支援センター

日進市竹の山四丁目 3 0 1 番地

(日進市障害者福祉センター内 電話 7 5 - 5 0 0 8)

※ 電話予約が必要です。まず電話でご相談ください。

お問い合わせ先一覧

名 称	住 所	電 話 番 号
尾張旭市役所 長寿課 長寿支援係	〒488-8666 東大道町原田 2 6 0 0 番地 1	76-8143
尾張旭市役所 長寿課 介護保険係		76-8144
尾張旭市役所 危機管理課 危機管理係		76-8127
尾張旭市役所 市民活動課 交通防犯係		76-8128
尾張旭市役所 生涯学習課 生涯学習係 (尾張旭市中央公民館内)	〒488-0803 東大道町山の内 2 4 1 0 番地 2	76-8181

尾張旭市環境事業センター (東部浄化センター内)	〒488-0053 下井町勿内2346番地6	52-8000
尾張旭市役所 健康課 (尾張旭市保健福祉センター内)		55-6800
尾張旭市社会福祉協議会 (生活支援コーディネーター業務 担当) (尾張旭市保健福祉センター内)	〒488-0074 新居町明才切57番地	代表 54-4540 FAX 51-1880
尾張旭市地域包括支援センター (尾張旭市社会福祉協議会内)		55-0654
尾張旭市地域包括支援センター サンヴェール尾張旭(特別養護老 人ホームサンヴェール尾張旭内)	〒488-0045 尾張旭市南栄町黒石48番地1	56-4020
多世代交流館いきいき	〒488-0054	54-8202 FAX 53-2680
尾張旭市シルバー人材センター	稲葉町一丁目41番地1	54-5088 FAX 54-9923
養護老人ホーム 蒲生会大和ホーム	〒488-0007 柏井町公園通512番地	53-2989
尾張東部権利擁護支援センター (日進市障害者福祉センター内)	〒470-0136 日進市竹の山四丁目301番地	75-5008